

重要事項説明書（訪問看護サービス内容説明書）

利用者に対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

ご利用事業所の名称	岐阜中央病院訪問看護ステーション
所在地	〒501-1198 岐阜市川部3丁目25番地
指定番号	岐阜県 2160190191
管理者・連絡先	水谷 久美子 TEL 058-239-8507
サービス提供地域	岐阜市、本巣市（金原、根尾を除く）、瑞穂市 本巣郡北方町

2. 当事業の運営方針

地域の各種サービス機関と連携をとりながら、要介護者及びその家族の健康の保持・増進と安心できる生活をサポートします。

3. ご利用事業所の職員体制

看護師	常勤 4名（内兼務 2名）、非常勤 名
理学療法士	常勤兼務 名
作業療法士	常勤兼務 名
言語聴覚士	常勤兼務 名

4. 営業時間

月～金曜日	午前8時30分～午後5時00分
土曜日	午前8時30分～午後0時30分
日曜日、年末年始休業	

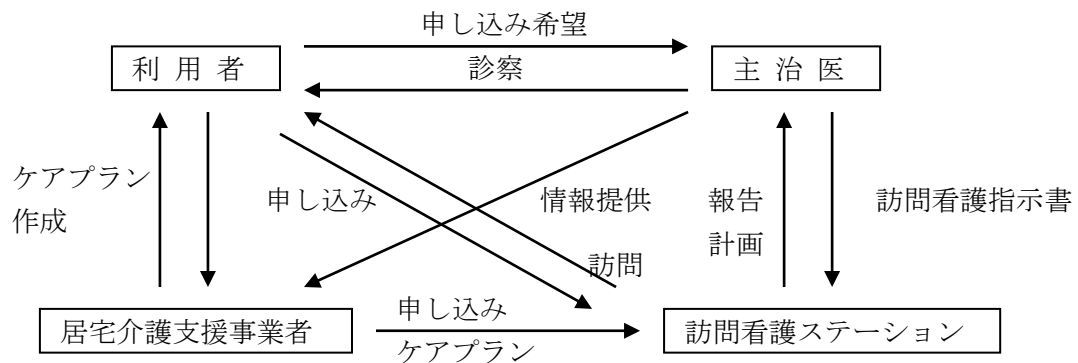
5. 担当の職員

利用者の担当のスタッフは、以下の通りです。
() 看護師
() 理学療法士
() 作業療法士・言語聴覚士
上記の責任者は（水谷 久美子）です。

6. ご利用日

曜日	時	分	より	以上	未満の訪問予定
曜日	時	分	より	以上	未満の訪問予定

7. サービス提供のシステム



- ① このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- ③ サービスの提供にあたっては、別紙訪問看護計画書に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。
- ④ 提供した訪問看護に関しては、利用者の健康手帳の医療の記録に必要な事項を記載します。
- ⑤ 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- ⑥ 事業者は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問報告書を提出します。

8. 緊急時の対応方法

*状況に応じて連絡して下さい。

① かかりつけの医療機関

_____ 日中 TEL _____

夜間休日 _____

② 協力医療機関

TEL _____

③ 救急車 119 番

④ 岐阜中央病院訪問看護ステーション

平日時間内 ①058-239-8507 (訪問看護ステーション)

夜間休日 ②携帯電話 (契約後ご希望に応じて対応します)

③058-239-8111 (岐阜中央病院)

9. 利用料

訪問看護サービスの利用料は、次の通りです。

1) 介護保険適用分

①訪問所要時間に応じて

(1 単位=10.42 円)

20 分未満	310 単位
30 分未満	463 単位
30 分以上 1 時間未満	814 単位
1 時間以上 1 時間半未満	1,117 単位
理学療法士、作業療法士の場合・20 分	302 単位
理学療法士、作業療法士の場合・40 分(20 分×2 回)	604 単位
理学療法士、作業療法士の場合・60 分(20 分×3 回)	815 単位

②サービス提供体制強化加算・・・訪問 1 回につき 6 単位

③緊急時訪問看護加算・・・1 ヶ月 540 単位

24 時間体制にあり計画的な訪問以外に必要に応じて、緊急訪問を行う場合に加算されますが、申し込みのみでも加算されます。

④特別管理加算(I)・・・1 ヶ月 500 単位(在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態)

特別管理加算(II)・・・1 ヶ月 250 単位(在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等)

特別な管理を必要とする場合加算されます。

*1 時間 30 分以上の訪問看護をする場合

長時間訪問看護加算・・・1 回につき 300 単位

⑤ ③・④を適用されている場合

早朝(6:00~8:00)、夜間(18:00~22:00)は、所定の単位数の 25%、
深夜(22:00~6:00)は 50%の加算となります。

⑥複数名訪問加算・・・30 分未満 254 単位

30 分以上 402 単位

利用者又はその家族の同意を得ている場合に、同時に 2 人の職員が 1 人の利用者に対して訪問看護を行ったときに加算

⑦初回加算・・・300 単位

⑧退院時共同指導加算・・・退院・退所につき 1 回 600 単位

⑨看護・介護職員連携強化加算・・・250 単位

⑩看護体制強化加算・・・300 単位

⑪ターミナルケア加算・・・死亡月 2,000 単位

◎医療保険の適用となる場合

○医師から特別指示書が発行された時、14 日間

○厚生労働大臣が定める疾病等

○短期入所、グループホーム等入所中

交通費は、必要ありません。

実費

円です。(当事業所の通常の事業実施区域外の場合)

- ① 訪問看護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として介護保険負担割合証に基づいて利用料をお支払いいただきます。
- ② 提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

2) 医療保険適用分

①訪問看護基本療養費

(Ⅰ)保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合		
週3日目まで		5,550円
週4日目以降		6,550円
(Ⅱ)同一建物移住者で同一日		
週3日目まで		4,300円
週4日目以降		5,300円
(Ⅲ)外泊日 (管理療養費なし)		8,500円
難病等複数回訪問加算		
1日に2回		4,500円
1日に3回以上		8,000円
緊急訪問看護加算 (1日につき、診療所・在宅医療支援病院の指示)		2,650円
長時間訪問看護加算 (特別な管理を必要とする利用者、特別指示の時)		5,200円
複数名訪問看護加算		
看護師等と訪問 (週1回)		4,300円
看護補助者と訪問		3,000円
早朝・夜間加算		2,100円
深夜加算		4,200円

②訪問看護管理療養費

月の初日		7,400円
2日目以降		2,980円
24時間対応体制加算 (1ヶ月につき)		5,400円
特別管理加算 (1ヶ月につき)		2,500円
重症度の高い場合		5,000円
退院時共同指導加算 (退院又は退所に付き1回、厚生労働大臣が定める状態にある利用者は2回)		6,000円
特別管理指導加算 (厚生労働大臣が定める状態にある場合)		2,000円
退院支援指導加算 (退院時翌日以降初日、厚生労働大臣の定める状態にある利用者)		6,000円
在宅患者連携指導加算 (月1回限り)		3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2回限り)		2,000円

③訪問看護情報提供療養費

月1回限り	1,500円
-------	--------

④訪問看護ターミナルケア療養費

死亡日及び死亡前14日以内に2回以上の訪問看護	20,000円
-------------------------	---------

⑤保険外

交通費1回につき	250円+税
----------	--------

3) その他

休日・時間外の場合(1訪問につき)	2,000円
エンゼルケア	10,000円+税
衛生材料等必要な場合	実費

※毎月の利用料は、翌月23日にご指定口座からお引き落としさせていただきます。
(他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出ください。)

※利用料については、法改正や消費税率が、変更となった場合には、自動的に修正されますので、ご了承ください。

10. キャンセル料

訪問看護サービスをキャンセルした場合には、

以下の通りのキャンセル料をいただきます。

前々日までのキャンセル料：無料

前日のキャンセル：利用料自己負担部分の 50 %

当日のキャンセル：利用料自己負担部分の 100 %

11. サービス実施状況に関する書類の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

12. 担当職員の変更

- ① 利用者はいつでも担当の訪問看護職員の変更を申し出ることができます。その場合当事業者は、訪問看護サービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ② 当事業者は、担当の訪問看護職員が退職や配置替え等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問看護職員を変更することがあります。

13. 苦情申立窓口

当事業所

岐阜中央病院 訪問看護ステーション	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時 (土日祝日、12月30日PM～1月3日を除く) 電話 058-239-8507 FAX058-239-8509 岐阜市川部3丁目25番地
----------------------	---

その他

岐阜市役所 介護保険課	ご利用時間 平日 午前8時45分～午後5時30分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く) 電話 058-265-4141 FAX058-267-6015 岐阜市今沢町18番地
国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く) 電話 058-275-9826 FAX058-275-7635
もとす広域連合 介護保険課	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く) 電話 058-320-2266 FAX058-320-2265 本巣市宗慶365番地

14. 当法人の概要

名称・法人種類	医療法人社団 誠広会
代表者名	理事長 平野 恭弘
所在地	岐阜市黒野 176 番地 5
業務の概要	医療、介護等の事業
事業所と所在地	平野総合病院 岐阜市黒野 176 番地 5 岐阜中央病院 岐阜市川部 3 丁目 25 番地 介護老人保険施設 岐阜リハビリテーションホーム 岐阜市黒野 181 番地 岐阜市地域包括支援センター岐北 岐阜市黒野 176 番地 5 在宅介護支援センター平野 岐阜市黒野 176 番地 5 岐阜中央病院訪問看護ステーション 岐阜市川部 3 丁目 25 番地

平成 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲 1 に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、 甲 1 に対
 甲 2
してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事
項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

所在地 岐阜市川部 3 丁目 25 番地

名 称 岐阜中央病院訪問看護ステーション 印

説明者 所 属 訪問看護

氏 名 印

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容
及び重要事項の説明を受けました。

(甲 1) 利用者

住 所

氏 名

印

(甲 2) 上記代理人 (代理人を選任した場合)

利用者とのご関係:

住 所

氏 名

印